

府中町公共施設等照明設備 L E D化業務

仕様書

(道路灯)

令和7年5月

府 中 町

目次

1	業務目的	1
2	業務名称	1
3	業務概要	1
4	対象施設	1
5	履行期間	1
6	業務内容	1
	(1) 現地調査及び設計	1
	(2) 電力契約の調査、照合及び申込み	2
	(3) データベースの構築及び更新	2
	(4) 現場施工	3
	(5) 施工後の点灯確認	5
	(6) 道路灯管理票の設置	5
	(7) 撤去及び廃棄	5
7	LED照明器具に関する仕様	6
	(1) 一般事項	6
	(2) LED照明器具の性能及び構造	7
8	完成図書及び完成図	7
	(1) 完成図書	7
	(2) 完成図	7
9	その他	7

1 業務目的

町内に設置している道路灯を、LED照明器具に更新することで、温室効果ガス排出量及び消費電力量の削減を図ることを目的とする。

2 業務名称

府中町公共施設等照明設備LED化業務

3 業務概要

- ① LED照明更新に係る現地調査及び施工計画書等作成業務
- ② LED照明器具、ランプの施工等業務
- ③ 既存照明器具等の撤去、運搬及び廃棄業務
- ④ 施工管理及び進捗管理業務
- ⑤ その他上記に関連する業務

4 対象施設

府中町全域の道路灯（水銀灯、ナトリウム灯、蛍光灯）合計660件

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

6 業務内容

対象となる道路灯の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本業務に係るLED照明器具更新について、当町と合意した内容で実施するものとする。

(1) 現地調査及び設計

- ア 現地調査を行うにあたり、当町担当者に事前連絡をすること。
- イ 既設LED灯を含む全ての道路灯について、所在地、引込柱、器具種類、具体的な設備内容など施工や維持管理上必要となる各種情報を調査すること。
- ウ 調査及び器具等の設置にあたり、器具以外の既設柱等の劣化状況についても調査すること。損傷等を確認した場合は、当町と協議し、対応を決定すること。
- エ 調査時においては、器具の遠景・近景・近接写真を撮影し、管理台帳システム内に格納すること。

- オ 現地調査後、使用器具提案書、施工検討報告書、施工計画書及び試験計画書を作成し、当町の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出をすること。
- カ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- キ LED更新作業にあたっての安全管理については、当町担当者と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、事業者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、事業者の負担にて行うこと。
- ク 施工に伴う足場について、その設置に伴う負担は事業者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- ケ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- コ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、施工計画書にて提出すること。
- サ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に当町担当者と調整すること。
- シ LED更新後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。

(2) 電力契約の調査、照合及び申込み

- ア 電力会社と緊密な連携のもと、既設道路灯に係る電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合すること。
- イ 電力契約と既設LED灯を含む全ての道路灯の数量を把握し、相違を整合すること。道路灯があって電力契約のないもの、電力契約があって道路灯がないものを選別し、それらについて電力会社及び当町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。また、既設LED灯においては、消費電力と電力契約容量の相違を整合すること。
- ウ 既設道路灯等のLED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込み及び照明の再配置等に伴う電柱への共架申請を行うこと。
- エ 電力契約の突合調査結果及び減設申込み完了報告書を提出すること。

(3) データベースの構築及び更新

- ア 当町が持つ地図情報システムへ取り込むデータベースを構築し、連携可能なShape形式で納品すること。なお、地図情報システムへのデータ処理については当町が行う。
- イ システムで管理する必要事項は次のとおりとする。なお、事業者の提案等により管理項目の追加等をする場合があるため、詳細については、当町担当者と協議の上、決定する。

- ① 位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号等）
- ② 設備概要（器具仕様、灯柱形状、施工者名等）
- ③ 電力契約情報（地域番号、契約名義、お客様番号、請求番号、契約種別、引込状況等）
- ④ その他（設備写真等）

ウ システムはインターネット回線を用い、Webブラウザから利用できること。

- ① 任意の文章、選択肢、写真等で回答できる質問項目のセットをユーザー側で登録できる。
- ② モバイル端末から用意された質問項目のセットに位置情報付きで回答、編集ができる。
- ③ 回答方法には任意／必須を設定できる。
- ④ 写真を複数枚同時に登録できる。
- ⑤ インターネット回線が使用できない環境での報告の場合、PWA経由で報告した内容はデバイス上に保存され、インターネット回線復帰後に、まとめてアップロードできる機能を有する。

(4) 現場施工

ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守すること。

また、上記以外の作業（足場の設置等）については、当町担当者と協議し、施設運営に支障のない施工を行うこと。

イ LED更新作業の前後において、絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに絶縁抵抗測定(メガー)及び電圧測定(テスター)での結果を報告書で提出すること。

ウ 関係諸法規を遵守し、以下の点に配慮した施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

- ① 本業務のメリットを最大限に享受できること。
- ② 近隣住民や交通に十分な安全対策を講じること。
- ③ 作業者の安全と作業負担に配慮すること。

エ 現地調査により作成された施工計画に基づき、施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格の写し等）を速やかに作成し、当町と調整を図ること。

併せて、施工前までに、産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し、施工体制表及び連絡体制表を提出すること。

- オ 現場施工について、施工計画書に従って施工されているか施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに当町へ書面報告をすること。
- カ 作業後の正常性確認については、事前に当町と協議した上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- キ 機器等の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、誘導員の設置を含め関係機関との協議等により実施すること。
- ク 施工前に、機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を行い、当町に報告するとともに、対応について協議すること。
- ケ LED照明器具の更新により、電力料金区分に変更が生じる場合は、当町と協議した上で、料金変更申請を行うこと。
- コ 既設の道路灯において、遮光板を設けている器具については、最も効果的な遮光及び照明範囲となるよう現地調査の上、遮光板の設置を検討すること。また、遮光板を設けていない器具についても、引渡し後1年間は光害対策として、遮光板又は角度調整等の要望があった場合は適宜対応すること。
- サ 作業完了後に完成図書及び完成図を作成し、当町に提出すること。提出後に当町の確認を受けること。
- シ 当町確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に当町の検査を受けること。
- ス 撤去した道路灯についてPCBを含む安定器があった場合には、取り扱いについて当町と協議すること。なお、PCBの処理に係る費用は当町の負担とする。
- セ 施工時の感電防止対策について、作業前に必ず電圧測定(テスター)をしてから作業を開始すること。また、活線作業は可能な限り行わないこと。活線作業をする際は事前に当町と協議すること。非活線作業時はブレーカーを遮断してから作業をすること。
- ソ 緊急時の連絡体制及び対応手順
- ① 事業者は、事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、緊急連絡網を作成し当町に提出すること。
 - ② 緊急時には、以下の手順で対応すること。
 - ・作業の即時中止と現場の安全確保
 - ・負傷者等がいる場合は、救護を最優先
 - ・当町及び関係機関への速やかな報告
 - ・二次災害防止のための措置
 - ③ 事故発生時は、経緯及び対応について詳細な報告書を提出すること。

タ 天候不良時の作業中止基準

以下のいずれかの条件に該当する場合は、作業を中止すること。

- ① 風速10m/s以上の強風が予想される場合
- ② 大雨・洪水警報が発令された場合
- ③ 落雷の危険が予想される場合
- ④ その他、作業の安全な実施が困難と判断される気象条件の場合

なお、作業中止の判断は現場責任者が行い、速やかに当町に報告すること

チ 工事中の騒音対策

- ① 住宅地での作業は、原則として午前8時から午後6時までとする
- ② 騒音を伴う作業を行う際は、事前に周辺住民への周知を行うこと
- ③ 使用する工具・機械類は低騒音型を採用すること
- ④ 作業時は必要に応じて防音シート等を設置すること
- ⑤ 住民から苦情があった場合は、真摯に対応し、当町に報告すること

(5) 施工後の点灯確認

LED照明器具等の設置後は、作成した試験計画書に従って、正常に点灯することを確認すること。点灯しない場合は、原因を把握し速やかに対応すること。

(6) 道路灯管理標の設置

ア 現地調査結果を基に、管理番号等の管理上必要な情報を表記した管理プレート又はステッカー（以下「管理標」という。）を歩行者及び利用者から視認しやすい箇所に設置すること。ただし、電柱共架等の場合は、設置位置について当町と協議するものとする。

イ 管理標は、1設備、1灯柱毎に設置する。

ウ 管理標の材質は、紫外線等による耐候性があり、JISA1415 2013年での試験をクリアしているもの、又は同等以上の性能を有するので、錆の発生しないものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。

エ 既設LED道路灯への管理標設置については、別途協議とする。

(7) 撤去及び廃棄

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ以下の事項を実施する。

ア 廃棄処分に関する施工計画の策定。

イ 撤去工事の施工及び施工管理を実施。

ウ 撤去した設備（器具本体、グローブ、ガラス、ランプ、安定器、その他部品等）については関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で廃棄処分すること。

エ 廃棄処分した設備に関しては、廃棄処分の具体的な方法について報告すること。

7 LED照明器具に関する仕様

(1) 一般事項

ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。

イ 本業務で使用する道路灯は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得している工場で作られた製品であること。また、RBSS認定製品を保有するメーカーであること。日本国内メーカーの製品とすること。

ウ 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

エ 照明器具、光源（LED）及び付属品等は新品を調達すること。

オ LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上あるメーカーの製品とすること。

カ 光色は昼白色を原則とする。

キ 器具交換を基本とするが、デザイン灯等特殊形状の箇所については、色温度を含め当該町と協議のうえ、ランプによる交換も可能とする。

ク 器具外観の色（仕上げ色）については、既存ポールと同系色を原則とする。

ケ 既存道路灯と同等以上の照度を確保することを原則とすること。

ただし、既設道路灯の照度が過剰であると判断した場合はこの限りではない。

コ 既存道路灯が付属品を有している場合は、同等以上の機能を持つ器具を設置すること。

サ 設置する照明器具は、後年度に保守管理が混乱しないようにシリーズごとに同一メーカーの製品でまとめること。

シ 既存器具に遮光機能が備わっている道路灯は、同様の機能を有するものを使用すること。

ス 曲線型ポール及び直線型ポールの両方に取り付けが可能であること。

セ 原則として全ての箇所に落下防止策を講じること。

ソ 照明器具の保証期間は3年以上とし、保証期間内については交換費用も事業者において負担すること。なお、保証期間の始期は、事業完了の翌月より開始とする。

タ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

(2) LED照明器具の性能及び構造

- ア 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。
- イ 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明記できること。
- ウ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- エ 定格寿命は 60,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。LEDランプでの更新の場合、定格寿命は 40,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とする。

8 完成図書及び完成図

LED照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を作成し、当町に提出すること。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出すること。

(1) 完成図書

- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・PCBの有無に関する報告書
- ・施工写真（システムに取込みを行い提出とする）
- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・機器取扱説明書
- ・保証書
- ・施工体制表及び連絡体制表

(2) 完成図

- ・電子データ（shape形式等）

9 その他

- (1) 事業者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。
- (2) 仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに当町担当者に連絡をすること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当町担当者と協議すること。